

広域連合だより

発行 後志広域連合 総務課
 〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
 TEL 0136-55-8010 FAX 0136-22-4466
 メール soumu@shiribeshi-kouiki.jp
 ホームページ http://www.shiribeshi-kouiki.jp/

第23号 平成30年8月

平成30年度後志広域連合当初予算の概要

平成30年度の後志広域連合一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計の概要をお知らせします。

一般会計及び2つの特別会計を合わせた全体の予算総額は137億6,421万円で、前年度と比較しますと19億4,807万9千円減(△12.4%)と大幅な減額となりました。

一般会計は人事異動による人件費の増額が主な要因となり651千円の増(0.7%)、国民健康保険事業特別会計は国民健康保険事業の都道府県単位化により北海道が財政運営の責任主体となることにより18億1,552万4千円と大幅な減(△19.7%)、介護保険事業特別会計は介護サービス給付費等を今年度から実施しております「第7期介護保険事業計画」による見込額から算出したことにより1億3,320万6千円の減(△2.1%)となりました。

【単位：千円】

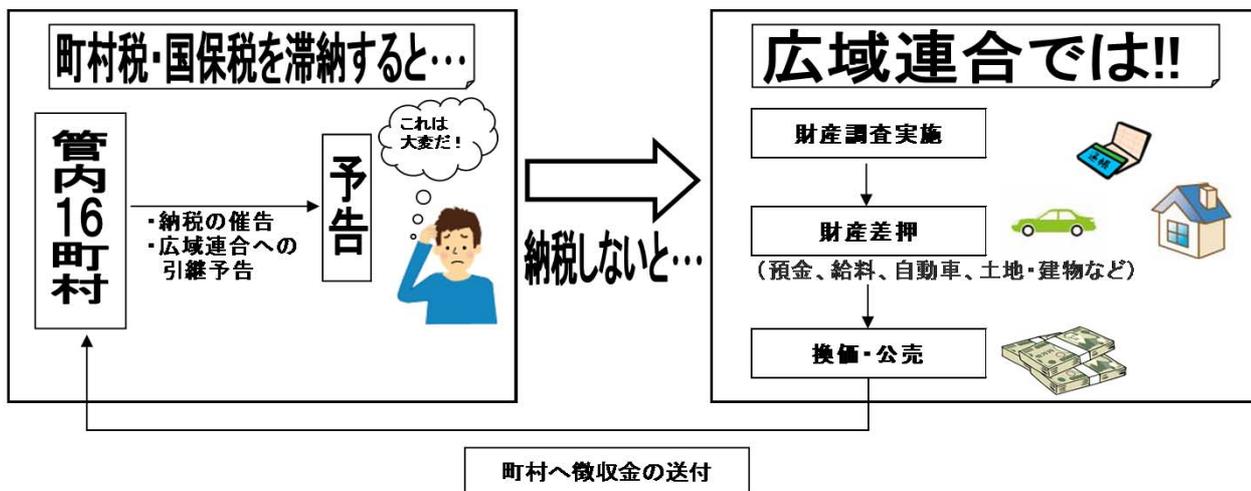
歳 入		歳 出	
予 算 科 目	金 額	予 算 科 目	金 額
分担金及び負担金	1,006,033	一 般 会 計	98,639
国庫支出金	1,585,348		
道支出金	6,130,113		
分賦金	2,216,888		
保険料	1,154,338	国民健康保険事業 特 別 会 計	7,422,166
支払基金交付金	1,512,464		
諸収入	2,866		
財産収入	1	介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	6,243,405
繰入金	15,601		
繰越金	140,558		
合 計	13,764,210	合 計	13,764,210

許しません。税金の滞納!!

◇広域連合では悪質な滞納者に厳しく滞納処分を実施します。

町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税は、町村にとって貴重な自主財源です。財源が不足すると、住民サービスに影響を及ぼしかねません。また、ほとんどの納税者は納期内納税を行っていただいておりますが、このような納税者が報われる（正直者が馬鹿を見ない）社会を実現するためにも、高額・長期の滞納者や納税の意志が見られない悪質な滞納者は、町村から後志広域連合に税金の徴収業務が引き継がれます。

後志広域連合では、引受けた滞納者について、速やかに徹底した財産調査・捜索を行い、判明した財産について、直ちに差押えを行うなど、厳しい滞納処分を実施します。



◇合同公売会への参加とインターネット公売を実施します。

後志広域連合では、債権（預金・給料等）の差押えのほか、動産、自動車（タイヤロックの装着）、不動産（土地・建物）なども差押え、公売処分を行ってきました。今年度についても、道央圏にて開催予定の合同公売会への参加とインターネット公売（ヤフージャパンの官公庁オークション）により、差押財産の換価を行います。

なお、インターネット公売は全国の公共団体等が出品していて、どなたでも参加できます。



合同公売会



タイヤロックの装着

※ インターネット公売についての詳しい内容は、「YAHOO! 官公庁オークション」のホームページをご覧ください。（<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>）

70歳以上の方の自己負担限度額が一部変更されます

医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額を超えた分が高額療養費として支給される制度について、70歳以上の方の自己負担限度額が平成30年8月に変更されます。

○現行（平成29年8月から平成30年7月まで） 【月額】

所得区分	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者	57,600円	80,100円＋（医療費－267,000円）×1% 《44,400円》
一般	14,000円 （年間上限額144,000円）*	57,600円 《44,400円》
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円



○変更後（平成30年8月から） 【月額】

所得区分	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者	現役並みⅢ 課税所得690万円以上	252,600円＋（医療費－842,000円）×1% 《140,100円》
	現役並みⅡ 課税所得380万円以上	167,400円＋（医療費－558,000円）×1% 《93,000円》
	現役並みⅠ 課税所得145万円以上	80,100円＋（医療費－267,000円）×1% 《44,400円》
一般	18,000円 （年間上限額144,000円）*	57,600円 《44,400円》
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

*8月から翌年7月までの1年間の自己負担額の上限が新たに設けられます。

※《 》内の金額は、過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合、4回目以降から適用される限度額です。（多数回該当）

*外来療養に係る年間の高額療養費が設定されます

所得区分が一般、低所得者Ⅰ・Ⅱだった月の自己負担額の合計に、高額療養費の年間上限額が適用されます。年間の期間は前年8月～翌年7月までとなっており、14万4千円を超えた場合、その超えた金額を支給します。

該当となる被保険者の方への通知は、月額の高額療養費の支給勧奨と同じく、後志広域連合より行います。（11月頃に勧奨通知を発送する予定です。）



このページに関するお問い合わせ： 国民健康保険課 TEL 0136-55-8012

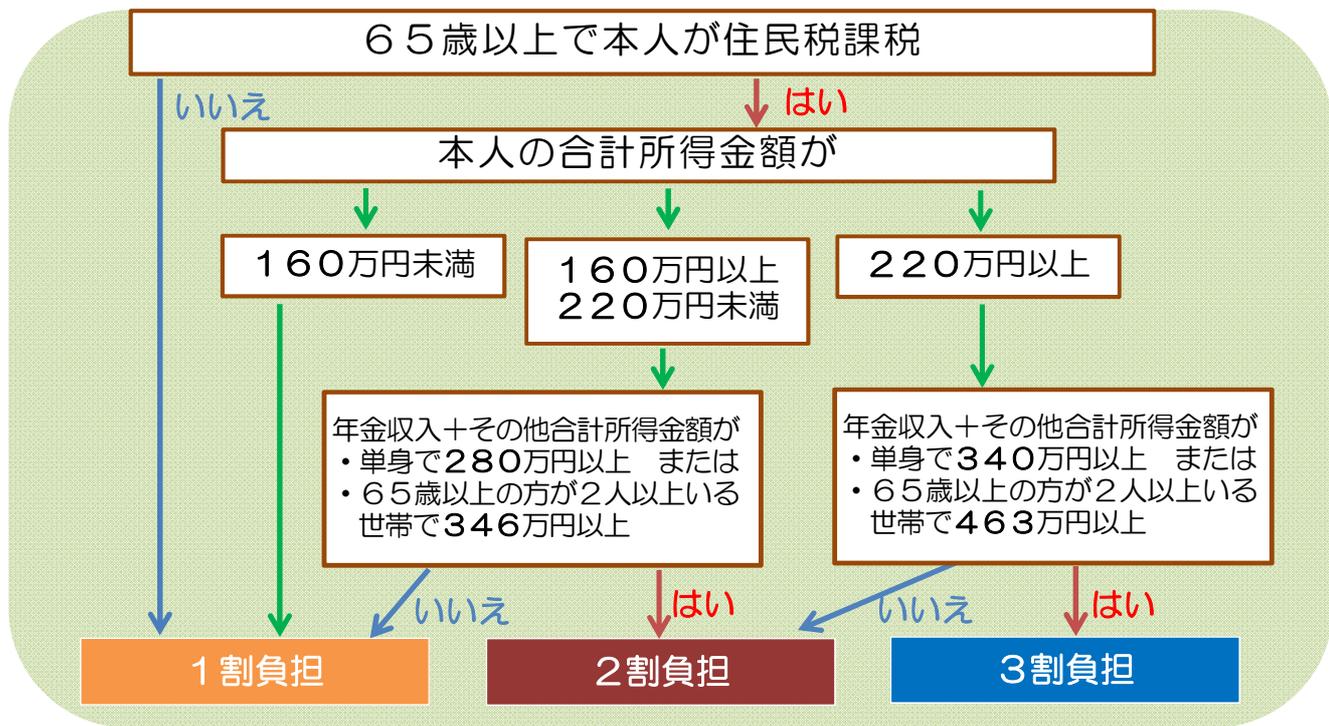
介護保険サービス利用料の自己負担割合が8月から変わります

◇自己負担割合が所得に応じて **1割負担**、**2割負担**、**3割負担** に分かります

合計所得金額が220万円以上の第1号被保険者(年金収入のみの場合で単身340万以上、同一世帯の第1号被保険者が2名以上の場合は463万円以上)は、自己負担割合が**2割負担**から**3割負担**になります。

介護サービスを利用の際は、介護保険負担割合証の提示をお願いします。

なお、8月からの負担割合の判断基準は、次のとおり判定いたします。



○忘れずに介護保険料を納めましょう！

普通徴収の方（年金が年額18万円未満の方）

各納期限までに取り扱い金融機関等の窓口でお納めください。

（7月に介護保険料納付通知書を送付しております。）

また、納付には口座振替が便利です。取り扱い金融機関窓口へ預金通帳・通帳届印・納付通知書をお持ちいただき「口座振替依頼書」でお手続きください。

特別徴収の方（年金が年額18万円以上の方）

特別徴収の方は、年金支給月に年金から差し引かれます。

（7月に介護保険料特別徴収通知書を送付しておりますが、納付通知書ではありませんので、ご注意ください。）

期別	納期限
第1期	平成30年 7月25日
第2期	平成30年 8月27日
第3期	平成30年 9月25日
第4期	平成30年10月25日
第5期	平成30年11月26日
第6期	平成30年12月25日
第7期	平成31年 1月25日
第8期	平成31年 2月25日